

大使館からのお知らせ（ポーランドへの入国後の  
隔離措置対象者の一部変更について（9月2日））

＜ポイント＞

- 9月2日に更新されたポーランド国境警備隊HPによると、ポーランドへ入国後の隔離措置免除対象者が一部変更となりました。
- 日本政府は、引き続き、ポーランドを感染症危険情報レベル3に指定しており、ポーランドへの渡航中止を勧告していますので、ご注意ください。

1 9月2日に更新されたポーランド国境警備隊のHPによると、ポーランドへ入国後の隔離措置免除対象者が、以下のとおり一部変更となりました。

- ポーランドの国内空港への着陸が禁止されている44か国以外の国を出発した航空便で到着する者（ただし、ウクライナ、ベラルーシ及びロシアからの航空便は除く）、EU域内からの入国者及び外交団等は免除されます。

2 なお、日本政府は、引き続き、ポーランドを感染症危険情報レベル3に指定しており、ポーランドへの渡航中止を勧告していますので、ご注意ください。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります）。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)